

岩手大学大学院連合農学研究科ハラスメント・性暴力等問題調査委員会規則

(設置)

第1条 岩手大学大学院連合農学研究科(以下「連合農学研究科」という。)の学生及び教職員からのハラスメント・性暴力等に関する苦情の申出及び相談(以下「苦情相談」という。)に対応し、問題の解決に当たるため、連合農学研究科に岩手大学大学院連合農学研究科ハラスメント・性暴力等問題調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- 一 ハラスメントとは、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント及びその他の人権侵害の総称をいう。
 - イ セクシュアル・ハラスメント 連合農学研究科の学生(以下「学生」という。)又は連合農学研究科の教職員(以下「教職員」という。)が他の学生、他の教職員又は関係者を不快にさせる性的な言動並びに関係者が学生又は教職員を不快にさせる言動(同性に対するものを含み、相手方の性的指向又は性自認にかかわらず対象とする。)(次号で規定する性暴力等を除く。)
 - ロ アカデミック・ハラスメント 学生又は教職員が教育上、研究上又は職務上の地位を利用して、他の学生、他の教職員又は関係者を不快にさせる教育指導又は研究活動に関連する言動並びに関係者が学生又は教職員を不快にさせる言動
 - ハ パワー・ハラスメント 教職員が主として職務上の地位を利用して、他の学生、教職員又は関係者を不快にさせる言動並びに関係者が学生又は教職員を不快にさせる言動
 - ニ 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント 学生又は教職員が他の学生、他の教職員又は関係者に対して、妊娠、出産及び育児休業・介護休業等に関する制度又は措置の利用に関する言動並びに妊娠、出産等に関する言動により、学生又は教職員の就労、修学環境を害すること(業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動を除く。)
 - ホ その他の人権侵害 学生又は教職員が他の学生、他の教職員又は関係者を不快にさせる嫌がらせやいじめなどの人権侵害
- 二 性暴力等とは、学生又は教職員の間において行われた次に掲げる行為をいう。
- イ 学生又は教職員に性交等(刑法(明治四十年法律第四十五号)第一百七十七条に規定する性交等をいう。以下この号において同じ。)をすること又は学生又は教職員をして性交等をさせること(学生又は教職員から暴行又は脅迫を受けて当該学生又は教職員に性交等をした場合及び学生又は教職員の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。)
 - ロ 学生又は教職員にわいせつな行為をすること又は学生又は教職員をしてわいせつな行為をさせること(前記イに掲げるものを除く。)
 - ハ 刑法第八十二条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児

童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号。以下「児童ポルノ法」という。)第五条から第八条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪(学生又は教職員に係るものに限る。)に当たる行為をすること(前記イ及びロに掲げるものを除く。)

二 学生又は教職員に次に掲げる行為(学生又は教職員の心身に有害な影響を与えるものに限る。)であって学生又は教職員を著しく羞恥させ、若しくは学生又は教職員に不安を覚えさせるようなものをする事又は学生又は教職員をしてそのような行為をさせること(前記イから八までに掲げるものを除く。)

(1) 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位(児童ポルノ法第二条第三項第三号に規定する性的な部位をいう。)その他の身体の一部に触れること。

(2) 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。

ホ 学生又は教職員に対し、性的羞恥心を害する言動であって、学生又は教職員の心身に有害な影響を与えるものをする事(前記イから二までに掲げるものを除く。)

(任務)

第3条 委員会の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

一 苦情相談に対応し、指導及び助言すること。

二 苦情相談を受けた場合に、直ちに連合農学研究科長(以下「研究科長」という。)に報告すること。

三 ハラスメント・性暴力等の防止に関する企画及び立案並びに問題が生じた場合における調査及び対応に関し審議すること。

2 委員会は、公正な立場で当該苦情相談について事実関係の調査を行い、その結果を研究科長に報告するものとする。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者で組織する。

一 研究科長補佐

二 岩手大学大学院連合農学研究科代議員会規則第2条第3号に規定する者のうちから構成大学ごとに選出された者 各1名

三 岩手大学農学部副事務長

四 その他研究科長が必要と認める者

2 前項第4号の委員の任期は、研究科長が定める。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、研究科長補佐をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

第6条 委員会は、第4条第1項第2号に規定する委員全員の出席により成立する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(相談窓口)

第8条 委員会は、苦情相談を受けるため相談窓口を置き、第4条第1項第1号及び第2号に規定する委員がその業務に当たる。

2 委員会は、相談窓口について学生及び教職員に対して明示するものとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年9月6日から施行する。